

施 工 条 件 の 明 示 書

市道40-013号ほか1路線道路改良工事

1. 工 程 関 係

- ☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある。
- 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される。
 - 本工事の施工に当たり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
 - 本工事は、片側交互通行により施工するものとする。ただし、車輛通行止めにて施工を行う必要が生じる際には関係機関と十分協議すること。
 - 舗装工に際し、路盤での交通開放は行わない計画をたてること。
 - 当該路線は、通学路に指定されているため、工事着手前に資料を作成し施工時間、施工条件等に関する調整を関係機関と行うものとする。
- ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある。
- ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある。
- ☐ 余裕工期を設定している。
- ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする。
- 休日日数等作業不能日数を設計工程上見込んでいる。
 - 特記仕様書第3条参照のこと。ただし、やむを得ず休日に作業を行う必要がある場合は、事前に監督職員と協議すること。

2. 用 地 関 係

- ☐ 工事用地等に未処理部分がある。
- ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。
- ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地が必要である。
- ☐ 仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる。

3. 周辺環境保全関係

- 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・

設備、作業時間等を指定する。

- 建設機械については、住宅地内での工事であることを考慮し、低騒音型を使用すること。
- 建設機械の使用に当たって、機械類を操作している者が一時所定の位置を離れる場合においては、原動機を止めるか若しくは電源を切ること。
- 受注者は、建設機械の使用にあたり、主たる用途以外の用途に使用してはならない。
- 夜間、ブレーカ等の使用がある際には防音措置を施し施工を行うこと。

☐ 水替・流入防止施設が必要である。

☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする。

☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損出が懸念される。

4. 安全対策関係

■ 交通安全施設等を指定する。

- 交通誘導員は、2～3 名を現場条件に応じ適宜配置し、車両が円滑に通行できるよう努めること。なお、交通誘導員は、施工時間中随時配置するものとし、施工の休憩休息時間についても交代で交通誘導を行うこと。
- 歩道形態の無い車道および歩道を規制する施工の際には、歩行者通行帯と作業帯を明確に表示し、誘導員により交通誘導を必ず行うこと。
- 施工時において生じる段差（起終点・路肩等）等による事故防止のため、「この先段差あり」および「徐行」などの看板を必ず設置するものとする。
また、夜間でも段差等を認識できるよう看板においては高輝度看板、路肩においては点滅式の保安灯等を用いるなど工夫し対策を講ずること。設置箇所及び設置数は、監督職員の指示によるものとする。
- 当該路線は通学路であるため、登下校時の児童には十分注意し事故が発生しないよう現場労働者に指導すること。
- 作業の実施上消去した全ての区画線は、1 日の工程終了後、速やかに仮区画線により原形に復旧したのち、交通開放しなければならない。
- 舗装工にて 1 日の作業区間の始点・終点部、民地の出入口部及び道路占用物（人孔・消火栓等）等に段差が生じる際には、5 %以下で摺り付け舗装を行い、段差を容易に判別できるよう着色（ペイント）すること。
- 舗装工にて、車道中央（道路中心線）の段差は一般交通の安全上原則としてつぐらない。やむを得ずつくる場合は、交通に支障の無いよう 5 %以下で擦り付け舗装を行うこと。

☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある。

☐ 落石、土砂崩壊等に対する防護施設が必要である。

■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する。

- 特記仕様書第10条参照のこと。
- 幹線道路等の交通量の多い路線での工事においては、通行車両が予め道路工事が実施されていることが判断でき、迂回等が可能となる箇所に表示看板を必ず設置すること。
- 交通誘導員は施工時間中「随時配置」するものとし、作業員の休憩時間中についても交替で交通誘導を行うものとする。
- 交通誘導員は、一般交通等に支障を及ぼさないよう適切に配置し、十分注意して交通誘導を行わせること。
また、車両通行止めにて施工を行う際には予告看板等による事前周知を行い、迂回路には必ず交通誘導員の配置且つ案内板等の設置を行うこと。
- 本工事箇所は搬入路が狭く車両のすれ違いが困難であるため、舗装工事の際には搬入路にも交通誘導員を配置すること。

□ 有害ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要である。

5. 工事用道路関係

■ 一般道路を搬入路として使用する場合、工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある。

- 本工事区域沿線住民の出入りは必ず確保すること。
- 本工事区域の道路は大型車規制等の道路規制があるため、所轄警察署と十分な協議を行い施工すること。

□ 一般道路を搬入路として使用する場合、搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である。

□ 仮道路を設置する場合、仮道路に関する安全施設等が必要である。

□ 仮道路を設置する場合、仮道路の工事終了後の処置がある。

□ 仮道路を設置する場合、仮道路の維持補修が必要である。

6. 仮設備関係

□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引渡す。また、他の工事に引き継いで使用する。

□ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する。

□ 仮設備の設計条件を指定する。

7. 建設副産物関係

■ 建設発生土が発生する。

- 特記仕様書第7条参照のこと。
- 工事に先立ち地質分析を実施し、報告書を提出すること。提出書類は、以下の通りとする。
 - ※ 地質分析（濃度）結果証明書 報告書（1部提出）
 - ※ 地質分析（濃度）結果証明書の検査項目（28項目）については建設発生土管理基準（船橋市：令和4年4月1日）を参照すること。

☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要である。

■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する。

- 特記仕様書第7条参照のこと。

8. 工事支障物件等

■ 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する。

- 工事着手前に占用物件（人孔・消火栓・制水弁・仕切弁等）、工事支障物（基準点等）の「高さ調整の有無」について調査し、監督職員に書面にて報告すること。なお、工事に支障がある場合は施工方法、工程等について別途甲、乙協議する。
- 舗装工の完了後、高さ調整を実施した占用物件については、路面との擦付け状況およびマンホール内部における調整コンクリートの硬化状況を記録した施工写真を提出すること。

☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する。

9. 薬液注入関係

☐ 薬液注入等を行う。

☐ 周辺環境への調査が必要である。

10. その他

☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である。

☐ 工事現場発生品がある。

☐ 支給材料及び貸与品がある。

☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等がある。

- ☐ 架設工事を指定する。
- ☐ 工事用電力等を指定する。
- ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する。
- ☐ 部分使用を行う必要がある。

■ 施工管理および施工関係

- 週間及び月間予定工程表を提出すること。
- 本工事箇所は、舗装工の出来形管理における平坦性試験については不要とするが平坦性を確保できるよう施工に努めること。
- 工事着手前には必ず測点高（左右及び中央）を測量し、縦横断計画を作成し書面にて提出すること。なお、監督職員より計画に対する了承なしでの工事着手は認めない。
- アスファルト舗設時の起終点には舗装用目地材(テープ式)を使用すること。
- 区画線の施工前には、現況復旧と異なる場合があるため事前に監督職員の立会いまたは了承を受けてから作業を行うこと。
- 舗装工の品質管理として乳剤散布量試験を実施し報告すること。ただし、スプレイヤーでの施工の際には試験を不要とするが、ムラ無く均一に乳剤が散布できているか判断できるよう作業状況・砂散布前の散布完了の全景写真を提出すること。
- 構造物の側部にはタックコートを塗布すること。なお、作業状況・散布完了の全景写真を提出すること。舗設時の解放温度についても写真撮影（全景・接写）し管理すること。なお、温度管理の写真については温度計の表示が容易に読み取れるよう、必ず「接写撮影」を行うこと。

また、夜間時の撮影には写真が暗くならないように投光器などを使用し撮影すること。

■ その他

- 境界確定図に基づき、道路境界標の有無及び点間距離等を調査し、監督職員に報告するものとする。なお、道路境界標の無い場合及び測点間距離が相違する場合は、監督職員の指示により工事施工に必要な復元を行うものとする。ただし、復元点数及び復元方法等については別途協議するものである。
- 施工区間内にある街区基準点等（多角点、多角点接点、三角点接点、補助点）について、事前に調査し監督職員に報告するものとする。（黒板により写真を撮ること。）なお、工事において影響の受ける点については、監督職員の指示により工事施工に必要な復元を行うための調査を行うものとする。ただし、復元点数及び復元方法等については別途協議するものである。
- 工事着手前に必ず水準測量・路線測量を実施し、設計図書との比較を行い、監督職員に書面にて報告すること。なお、舗装においては出来形予定面積、構造物においては縦断計画を調査し監督職員へ報告すること。
- 完了時の写真提出の際には、着工前・着工後の地点の写真が対比するように作成し提出すること。

- 舗装後に側溝蓋が開閉できるようにベニヤ板等で仕切りをし、蓋側面に合材が付着しないようにすること。